



事 務 連 絡
令和2年(2020年)9月23日

保護者の皆様

箕面市教育委員会

箕面市立小・中学校における災害時の対応の見直しについて（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、日頃は学校教育各般にわたり、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、小・中学校における災害時の対応につきまして、気象庁による大雨警報の詳細を踏まえた内容とするとともに、市内の各地域毎に判断を行うことができる基準に変更するため、令和2年9月から次のとおり休校基準を見直しました。

○全校一律で休校判断の基準としていた「大雨警報」について、とどろみの森学園を除く小・中学校において「大雨警報（土砂災害）」を休校判断の基準から除外します。

※大雨警報は特に警戒すべき事項をかつこ書きで加えて気象庁より発表されます。

大雨警報には、土砂災害の警戒のために発表される「大雨警報(土砂災害)」、浸水害の警戒のために発表される「大雨警報(浸水害)」及び土砂災害と浸水害の両方を警戒して発表される「大雨警報(土砂災害、浸水害)」の3種類があります。

【とどろみの森学園の休校基準となる大雨警報】

・大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)

【とどろみの森学園を除く小・中学校の休校基準となる大雨警報】

・大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)

○市の避難情報について、「避難準備・高齢者等避難開始」を休校判断の基準に追加するとともに、中学校区を単位として休校を判断することとします。

なお、学校が休校となる場合におきましては、学校より一斉配信メールにより保護者の皆様へお知らせするとともに、学校のホームページやブログでもお知らせします。

今般の変更点も含め、災害時の学校の対応についてまとめた「箕面市立小・中学校における災害時の対応について（お知らせ）」を添付しますので、今一度ご確認ください。

保護者の皆様におかれましては、ご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

【箕面市教育委員会】
R2.9.23

箕面市立小・中学校における災害時の対応について（お知らせ）

保護者の皆様へ

保護者の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、学校教育各般にわたり、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

箕面市立小・中学校における災害時の対応についてお知らせいたします。

保護者の皆様におかれましては、ご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

1 大規模地震（震度5弱以上の地震）の場合

（1）在校時に大規模地震が発生した場合の対応について

■ 子どもたちは学校に留め置き、迎えに来られた保護者へ引き渡します。

- ・在校時に大規模地震が発生した場合は、子どもたちの安全を確保し、保護者へ確実に引き渡すため、子どもたちは学校に留め置きますので、速やかに迎えに来てください。

※ 土砂災害警戒区域内にある北小学校、萱野北小学校及び第一中学校の子どもたちは、運動場へ一時避難した後、速やかに近隣の避難所へ移動します。

- ・子どもたちが避難場所を移動する際は、必ず「校門」と「昇降口」に張り紙をしてお知らせしますので、指定の場所まで迎えに来てください。

（2）登下校中に大規模地震が発生した場合の対応について

①小学生の場合

- 登校中の子どもたちは、集団登校の班単位で学校へ避難します。
- 下校中の子どもたちは、自宅と学校のどちらか近い方へ（ただし、自宅が留守の場合は学校へ）避難します。

- ・いざという時に、子どもたちが学校と自宅のどちらに避難すべきかを容易に判断できるよう、通学路の目安となりそうな分岐点について、各家庭でも話し合っておいてください。

【箕面市教育委員会】

R2.9.23

②中学生の場合

■ 登校中・下校中とも、子どもたちは、自宅と学校のどちらか近い方へ（ただし、自宅が留守の場合は学校へ）避難します。

- ・いざという時に、子どもたちが学校と自宅のどちらに避難すべきかを容易に判断できるよう、通学路の目安となりそうな分岐点について、各家庭でも話し合っておいてください。

③子どもが学校へ避難した場合

■ 子どもたちは学校に留め置き、迎えに来られた保護者へ引き渡します。

- ・子どもの引き渡しについては、上記（1）の場合と同様の対応となります。

④子どもが自宅へ戻ってきた場合

■ 登下校中の子どもが自宅へ戻ってきたら、速やかに学校へお知らせください。

- ・大規模地震発生後、学校では、直ちに在校生一人ひとりの安否確認を行います。
- ・登校中又は下校中の子どもが自宅に戻ってきた場合は、電話や一斉配信メールの返信機能等により、速やかに学校へお知らせください。（地震の影響により電話やメールが使用できない場合は、近所の保護者と協力し合ってメモ書きをし、保護者の代表が直接学校に届ける等の対応をお願いします。）

(3) 大規模地震発生後の休校措置について

■ 大規模地震発生後、市や学校から学校再開をお知らせするまでの間は、休校とします。

- ・大規模地震が発生した場合は、学校施設や通学路の状況、教職員の出勤状況等を勘案したうえで、翌日以降の学校再開の可否を決定し、市や学校からお知らせします。
 - ・市からは、市のホームページ、市民安全メール、市民安全LINE、タッキー816みのおエフエムなどによりお知らせします。また、学校からは、一斉配信メールや電話連絡網等により、保護者の皆様へ連絡します。
 - ・地震の影響により、学校からの連絡が届かない場合も想定されます。保護者の皆様は、市のホームページなどを確認のうえ、情報収集に努めていただきますようお願いいたします。
- ※ 市では、防災・防犯に役立てていただくため、市民安全メールや市民安全LINEに登録いただいた方に対し、子どもや市民の安全に関わる情報を配信しています。（詳しくは、市のホームページをご覧ください。）

【箕面市教育委員会】

R2.9.23

【保護者の皆様の疑問にお答えします】

問1. 学校で子どもを留め置くような大規模地震が発生した場合、学校から連絡はあるのですか。

答1. 学校からは、一斉配信メールや電話連絡網等により、可能な限り連絡を試みます。ただし、地震の影響により、学校からの連絡が届かない場合も想定されます。大規模地震が発生した場合は、学校から連絡がなくても、必ず学校へ子どもを迎えに来てください。

問2. 学校のどこに子どもを迎えに行けばよいのですか。

答2. 大規模地震発生後、子どもたちはまず運動場へ避難します。その後、時間の経過や天候により、避難場所を校舎内や近隣の避難所へ移動する場合があります。

※ 土砂災害警戒区域内にある北小学校、萱野北小学校及び第一中学校の子どもたちは、運動場へ一時避難した後、速やかに近隣の避難所へ移動します。

子どもたちが避難場所を移動する際は、必ず「校門」と「昇降口」に張り紙をしてお知らせしますので、指定の場所まで迎えに来てください。

問3. 子どもを連れて帰る際に何か手続きはありますか。

答3. 避難場所では、教職員が子どもたちをクラス単位で集め、一人ひとり確認しながら引き渡しの対応にあたっています。子どもを連れて帰る際には、必ず教職員のチェックを受けてください。

問4. 交通事情により帰宅困難となり、子どもをすぐに迎えに行けない場合はどうすればよいですか。

答4. 保護者の迎えが夜間や翌日になる場合も、子どもたちは学校又は近隣の避難所でお預かりします。

問5. 子どもを学童保育に預けています。大規模地震が発生した場合の対応はどうなるのですか。

答5. 学童保育中及び下校中の対応は、通常の在校中及び下校中の場合と同じです。また、学校が休みの日（土曜日、夏休みなど）の登校中に大規模地震が発生した場合、子どもたちには学校へ避難するよう指導します。避難してきた子どもたちは学校に留め置き、迎えに来られた保護者へ引き渡します。

2 風水害の場合

風水害は、大規模地震の場合とは異なり、ある程度事前の予測が可能です。

台風の接近や大雨が予想される場合は、気象情報や市の避難情報に留意のうえ、対応してください。

※ 市の避難情報とは、災害時に箕面市が発令する「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」のことで。

■ 休校の基準となる警報等（以下「基準となる警報等」という。）及び休校の対象となる学校は、以下のとおりです。

〈1〉 とどろみの森学園のみ対象

- ① 特別警報
- ② 暴風警報
- ③ 大雨警報

〈2〉 とどろみの森学園を除く小学校及び中学校が対象

- ① 特別警報
- ② 暴風警報
- ③ 大雨警報 ※ただし「大雨警報(土砂災害)」を除く。

〈3〉 市の避難情報を発令している地域を含む中学校区内にある小学校及び中学校が対象

- ① 市の避難情報
 (「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」)

※ ただし、以下の場合の休校判断は、教育委員会が行います。

*上記〈1〉及び〈2〉の警報発表前に、市の避難情報が発令された場合

*上記〈1〉及び〈2〉の警報解除後も、市の避難情報が解除されない場合

【箕面市教育委員会】

R2.9.23

(1) 登校時に、箕面市域に「基準となる警報等」が発令されている場合について

①通常の登校時間における判断

■ 普段、子どもが自宅を出発する時間に「基準となる警報等」が発令されている場合は、自宅待機とします。ただし、市の避難情報のみが発令されている場合は、学校の指示に従ってください。

- ・午前7時時点で「基準となる警報等」が発令されている場合は、学校から一斉配信メールにより自宅待機を保護者の皆様へお知らせするほか、学校のホームページやブログでもお知らせします。
- ・「基準となる警報等」が午前7時までに解除された場合は、学校の始業時間は通常通りです。

②自宅待機となった後の判断

■ 午前9時までに「基準となる警報等」が解除された場合は、その時点から登校してください。

- ・「基準となる警報等」が午前7時から午前9時までの間に解除された場合は、学校から一斉配信メールにより自宅待機を解除し授業を実施する旨を保護者の皆様へお知らせするほか、学校のホームページやブログでもお知らせします。なお、通常の始業時間に間に合わなくても遅刻扱いにはなりません。

■ 午前9時の時点で「基準となる警報等」が発令されている場合は、休校とします。(小学校の場合は、学童保育も休みになります。)ただし、市の避難情報のみが発令されている場合は、学校の指示に従ってください。

- ・午前9時時点で「基準となる警報等」が発令されている場合は、学校から一斉配信メールにより休校を保護者の皆様へお知らせするほか、学校のホームページやブログでもお知らせします。

(2) 子どもが在校中に箕面市域に「基準となる警報等」が発令された場合について

■ 天候や周辺地域の状況を見極め、下校時間を早めて集団下校とするか、暴風や大雨がある程度弱まるまで学校で待機とするかなどを判断します。

- ・下校時間を繰り上げる場合は、学校から一斉配信メール等により保護者の皆様へお知らせします。

(3) 休校となる「特別警報」の種類について

- ・箕面市域で「特別警報」が発令された場合は、「暴風特別警報」や「大雨特別警報」以外であっても、その種類に拘わらず学校は休校となります。

【箕面市教育委員会】

R2.9.23

(4) 台風や大雨時の避難行動について

- ・台風や大雨の際は、各家庭において情報を収集し、適切な避難行動をとってください。

【保護者の皆様の疑問にお答えします】

問1. 「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」以外の警報が出ているときは、どうなるのですか。

答1. 【とどろみの森学園の場合】

「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」以外の警報が発表されても、休校にはなりません。

【とどろみの森学園を除く小学校及び中学校の場合】

「特別警報」「暴風警報」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」以外の警報が発表されても、休校にはなりません。（「大雨警報（土砂災害）」では休校になりません。）

ただし、天候や周辺状況から、保護者が「危険」と判断した場合には、登校時間を遅らせたり、登校を見合わせるなど、子どもの安全確保を優先してください。なお、その際は、必ず学校にご連絡いただけますようお願いいたします。

問2. 「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」、「大雨警報（土砂災害、浸水害）」とは何ですか。

答2. 大雨警報は特に警戒すべき事項をカッコ書きで付して気象庁より発表されます。大雨警報の種類には、土砂災害の警戒のために発表される「大雨警報（土砂災害）」、浸水害の警戒のために発表される「大雨警報（浸水害）」及び土砂災害と浸水害の両方を警戒して発表される「大雨警報（土砂災害、浸水害）」の3種類があります。

問3. 警報の発表状況はどのように確認すればいいですか。

答3. 「基準となる警報等」が発令されている場合は、学校から一斉配信メールより保護者の皆様へお知らせするほか、学校のホームページやブログでもお知らせします。なお、テレビのニュースや気象速報のテロップでは大雨警報の種類が明示されないことが多いですが、気象庁のホームページやNHKデータ放送（NHK総合テレビのチャンネルでリモコンの「d」ボタンを押す）等で発表されている大雨警報の種類をご確認いただけます。

